

○ 鈴鹿工業高等専門学校客員教授等称号付与規則

〔平成30年1月10日
規則第110号〕

鈴鹿工業高等専門学校客員教授等称号付与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における客員教授、客員准教授及び客員研究員（以下「客員教授等」という。）の称号付与について必要な事項を定める。

(称号付与の要件)

第2条 客員教授等の称号は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、次項に掲げる要件を満たす場合に付与することができる。

- (1) 本校教員等との特定分野における共同研究に携わる者。
- (2) 本校の教育及び研究の推進のため、授業を担当または支援に関わる者。
- (3) その他校長が特に必要と認めた者。

2 各称号を付与する要件は、以下のいずれかとする。

- (1) 客員教授にあつては、本校の教授と同等以上の資格があると認められることまたは研究機関等において特に高度な業務等に従事した経験があること。
- (2) 客員准教授にあつては、本校の准教授と同等以上の資格があると認められることまたは研究機関等において高度な業務等に従事した経験があること。
- (3) 客員研究員にあつては、本校の講師及び助教と同等以上の資格があると認められることまたは研究機関等において関連業務に従事した経験があること。

(選考)

第3条 客員教授等の選考は、学科長等、専攻科長及び附属施設等の長からの推薦について、運営会議の議を経て校長が行う。

2 学科長等、専攻科長及び附属施設等の長から推薦する場合は、別紙様式により推薦するものとする。

(付与期間)

第4条 客員教授等の称号付与期間は、一の事業年度内とし更新は妨げない。

(報酬)

第5条 客員教授等の称号を付与した者に対しては、別に依頼する特定業務に対する謝金等を除き報酬は支給しない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、客員教授等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 1 月 10 日から施行する。
- 2 鈴鹿工業高等専門学校客員教授及び客員准教授に関する基準（平成 16 年 9 月 6 日校長裁定）は廃止する。

別紙様式（第3条関係）

客員教授等の称号付与推薦書

申請日： 年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

(学科・センター) 長 ○○ ○○

鈴鹿工業高等専門学校客員教授等称号付与規則第3条第2項に基づき、下記の者を推薦します。

記

被推薦者氏名	
生年月日 (申請時年齢)	年 月 日 (歳)
現所属及び職名	
付与する称号	
称号付与期間	
称号付与を必要とする理由	
本校で従事予定の職務内容	

※申請時要添付書類

履歴書、現在までの業務に関する資料

(ただし、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則第2条第3項の規定に基づく客員教授等の称号付与の場合は、添付不要)